

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵「諸奉行」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 遠藤, 珠紀, 金子, 拓 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000645

國學院大學図書館所蔵「諸奉行」

遠藤珠紀
金子拓

一 はじめに

國學院大學図書館所蔵「吉田家文書」のうちに「諸奉行」と称される史料が存在する。これは、室町幕府の神宮開闢以下の三十数種の奉行をあげ、その歴名、任免記事、また引付衆・評定衆への昇任、出家・死没記事を記した職員記録である。記事はおおよそ応永年間から明応年間まで、ことに文明から明応年間の事情が詳細に記されている。奉行人の人事や履歴を知るのに有益な史料である。

二〇一〇年一〇月、國學院大學・同図書館のご高配により、「吉田家文書」をあらためて調査・撮影する機会を与えていただいた^①。とくに「舜旧記」「諸奉行」については、紙背文書を有していること、料紙に傷みが見られ、今後の保存にむけて修補が必要であることなどの理由により、東京大学史料編纂所史料保存技術室（修補室）において解体・修補を行なった（担当高島晶彦・山口悟史）。また同写真室において綴じを外した状態の一枚一枚の表裏をデジ

タルカメラで撮影した(担当高山さやか)。修補を施した原本は現状に戻したうえで國學院大學に返却している。本稿では、このたびの解体修補の機会に本史料及び紙背文書の翻刻・紹介を行なわせていただくこととした。

二 諸奉行について

「諸奉行」の含まれる「吉田家文書」は、京都吉田神社神主の吉田家に伝来した史料群で、昭和三二年(一九五七)以前に原藏者吉田良兼氏から國學院大學が購入し、現在に至っている。中世から近世にかけての古文書のほか、「天正五年・八年下向記」(吉田兼見自筆日記)、室町幕府追加法を集録した「建武以来追加」の写本「吉田家本」として知られる「諸国奉行人事」など貴重な記録も含まれている。史料編纂所では、これら文書・記録を、吉田良兼氏がまだ所蔵していた戦後昭和二五年(一九五〇)から三〇年(一九五五)にかけて調査し、影写本・謄写本のかたちで複本を作成していた。本稿で紹介する「諸奉行」についても、昭和二五年四月に影写本が作成され、『室町幕府諸奉行次第』として配架されている(架蔵番号三〇四三―一七)。他に写本は知られていない。

以下、本史料の書誌と修補概要をまとめる。形態は袋綴一冊(上下二か所の大和綴)、綴じた状態での法量はおおよそ縦二五・八糎、横四四糎である。表紙、裏表紙は刷毛染めの茶染紙である。原表紙のほか、本紙三三丁から成る本紙、裏表紙には文書の反古が利用されている。第六紙・七紙は折り目部分で切断され、継がれたらしく紙質が異なっている。またここに挿入紙一紙が付されている。

修補は現状の形を極力変えない必要最小限度の修理に留めた。裏打ち紙を除去し、紙に軽い水分を与えて平らにし、折れた箇所を伸ばしたうえでプレス乾燥し、虫食いによる欠失部分に似寄りの補修紙を補填した。そして再びプレス

二年（一四五三）政所寄人、文明一〇年（一四七八）頃御前奉行、文明一九年（一四八七）神宮開闔、侍所開闔に任じられたほか諸奉行を歴任する。長享元年（一四八七）引付衆、延徳四年（一四九二）式評定衆となり、明応八年（一四九九）まで奉行人としての活動が見える人物である。

設楽氏は本史料の筆跡が清元定に類似していること、他の人物が姓・官途名を付して記されているのに対し、元定のみが実名のみで記されている箇所のあること、元定が奉行人事などについて詳述した「御元服聞書」などを記していることを指摘する。そしてこれらの徴証から、本史料を清元定の筆になるものとしている。また元定と同時代の宝徳から文明年中の記録は詳細であること、他方でそれ以前については簡略なものとなっていることから、おそらく明応年間に元定が自らの記録や覚書を中心に、書写収集によって所持していた記録等を加えて作成したものであろうと推測している。さらに「斎藤基恒日記」「斎藤親基日記」に見える任免記事も元定の手になる可能性があるという。

では、なぜこの史料が吉田家に伝えられることになったのか。清家の所持していた記録等が吉田家に流入した過程についても、設楽氏が検討している。元定の子貞春には四郎総昌という養子がいた。この総昌は、実は清原宣賢の子で、吉田兼右の弟にあたる（前掲系図参照）。総昌は足利義材に従い大内氏のもとに身を寄せた。義材の帰京後も大内氏のもとに留まったようである。『大館家文書』には、帰京を希む総昌の書状が残されている。天文二〇年（一五五二）大内義隆が誅された折に討ち死にしたと推測される。その後、総昌が所持していた清家の記録の一部が、兄の入嗣先吉田家に引き取られ伝えられた。吉田家旧蔵史料のうち國學院大學図書館蔵「諸国守護人事」、東京大学史料編纂所蔵「吾妻鏡」、筑波大学付属図書館蔵「永仁三年記」、尊経閣文庫蔵「裁判至要抄」なども、同様に清元定が記し、総昌を経て吉田家に入ったのではないかと、指摘されている。

三 紙背文書について

「諸奉行」の紙背文書は、本紙三四紙と裏表紙に存在する。これらはほぼ全てかな書状で、かつほとんどがある同一の人物から、懇意の女性に宛てて出されたものと推測される。書状の内容は日常的なやりとりが主である。面会の約束、年始のあいさつ、火事見舞いに対する礼、鼓の借用、火打ち袋を縫う依頼、梨打烏帽子の依頼などが見える。これらのやりとりからは、あるいは両者は親密な仲であったとも推測される。

かな書状の常として年月日は記されていないが、端上に「文明九正六」など日付の注記がある文書が九通ある。判読可能な限りでは、文明九年（一四七七）正月の日付となっている。また日付のない書状についても、鼓の借用に関する話題など相互に関連が見られ、同一時期の物と推測される。この書状群は文明九年初頭に出されたものが主であろう。

まず差出の人物について探る。署名は「千（あるいは「ち）」の一字が五通に見え、一三紙・三五紙では「兼舜」とある。また第一一紙を見ると、「いせしもうさ」の事によつて十日御所に祇候していない、という言及がある。紙背文書の多くが文明九年のものであることをあわせ考えると、これは文明九年正月一三日の伊勢下総守貞数（法名顯照）の死去を指すと推測される。伊勢貞数の死により服假となつているとすれば、差出人はその近親・縁者であろう。伊勢貞数は政所執事を勤める伊勢氏の傍流で、下総守を代々名乗る一族の人物であるが、本史料中ではその名は見えない。貞数の子には、貞頼・貞久など故実家で知られる人物がいる。

では書状の受け取り手は誰であろうか。宛所には「ミンもし」（第八紙紙背）「みもし」（第一二紙紙背）「伊民」（第三四紙紙背）などの表現が見える。ここから推すと「伊勢民部卿屋」などの女房名を持つ女性ではないかと推測され

る。この人物は、第二紙紙背では「さへもんのかみ殿」（畠山政長）の御出を告げている。第三紙紙背でも、書状の送手は相手に畠山政長に会えてうれしかった旨を伝えるよう依頼している。このほか「かたをか殿」「よさうさへもん」「たんげ殿」などの名が見える（第四紙紙背・第一四紙紙背・第三紙紙背など）。これらも畠山の家臣たちであろう。畠山政長に近仕する人物だったと推測される。

上述のように、紙背文書がおおよそ文明九年初頭のものとする、設楽氏が「諸奉行」の執筆時期と想定された明応年間（一四九二―一五〇一）とは三〇年弱の時期差がある。また「伊民」と清元定、あるいは執筆者との関係も不明であるが、あるいは母など近い関係の人物であろうか。

紙背文書の検討や本史料の成立については、まだ検討の余地が多くある。今後の課題として、ひとまず紹介とさせて頂きたい。

なお、本稿は科学研究費補助金・基盤研究S「史料デジタル収集の体系化に基づく歴史オントロジー構築の研究」（研究代表者林讓、課題番号二〇二二二〇〇一）、同基盤研究B「和紙の物理的分別手法の確立と歴史学的データベース化の研究」（研究代表者保立道久、課題番号二〇三〇〇二八七）、同基盤研究C「室町後期・織豊期古記録の史料学的研究による政治・制度史再構築の試み」（研究代表者遠藤珠紀、課題番号二五三七〇七六二）による研究成果の一部である。紙背文書は、修補後、二〇一三年一月三二日に開催された史料編纂所における原本史料の内覧会（木展）にて展示し、来会者より多くの御教示を賜った。記して謝意を申し述べたい。

註

（一） 調査の概要は、『東京大学史料編纂所報』四六号（二〇一一年）参照。

- (2) 『舜旧記』については、昨年、金子拓・遠藤珠紀「國學院大學図書館所蔵『舜旧記』紙背文書」(『國學院大學校史・学術資産研究』五、二〇一三年)として報告させていただいた。
- (3) 青山由樹「室町幕府「別奉行」についての基礎的考察」日本古文書学会編『日本古文書学論集』八、吉川弘文館、一九八七年。
- (4) 国原美佐子「唐船奉行の成立」『東京女子大学紀要論集』四四―一六、一九九四年。
- (5) 設楽薫「清元定本「伺事記録」の伝来」『日本歴史』四五六、一九八六年。設楽薫「室町幕府奉行人と「斎藤親基日記」の関係をめぐる」『国史学』一三七、一九八九年。

【凡例】

- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。
- ・原本は細字・補入・傍書など複雑な体裁であるが、翻刻にあたっては、便宜のため適宜改めた。
- ・本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または「」で示した。抹消された文字は左傍にクを付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。
- ・改丁は半丁ごとに「」で示し、その下に〈1表〉など丁番号・裏表を記した。
- ・判読不能の文字の内残画等により推定しうる文字は「」に入れ傍に記した。
- ・その他、適宜、○あるいは文書末に※印を付して注記を示した。

〔外題〕

「諸奉行」

神宮開

〔圖〕

齋藤加賀守基喜 応永、

同四郎右衛門尉基貞

飯肥為種 自永享五承之、

松対貞清

飯備為秀 「表紙裏」

一、神宮開闔

式評定衆、頭人撰津掃部頭之親辭退後、町野加賀守淳康、宝徳四七廿二被仰付之、為秀次也。
齋藤遠江入道玄良 依目所勞辭退、長祿三五、

引付衆、

飯尾加賀守之清

長祿三五廿二頭人、玄良後承之、町野加州淳康同日被仰之、之親次、長祿五八廿三於私宅会合之

寛正二五廿三、

時、依当座之口論、刺死頭人町野加賀守敦康、同日切腹、是則頭人・開闔横死者、依有不直事、

神罰云々、當時為御造自会坂闕至山田、其間之諸闕等停廢之、立置当宮造替之闕一所、往来人別

百文充執納之、可遂造宮功之旨申沙汰也、仍会坂闕無停廢之例、以此闕務為園城寺大衆之食物、

已及闕乏之間、大衆構壇、倒殿啼不動而呪咀兩人、至結願之日、鼠二食合、入護摩之火、燒死、

則破壇之時刻、告来兩人、不思儀之旨、有其沙汰、被止造宮之闕了、

同、頭人撰津匠作之親朝臣。
飯尾肥前守之種

寛正二五、同日頭人、被仰付洒掃了、淳康之次、之清後承之、當時為侍所開闔、依有触穢之憚、

辭侍開了、文明五五廿他界、一（2表）

同、頭人撰津匠作之親朝臣。
治部河内守国通

之種他界後承之、文明六十七頓死、

同、同。
清和泉守貞秀 法名常通、国通他界後承之、文明十五八廿八他界、同八月廿三日辭之、

式六、
元定 文明十九六廿六、為東山殿上意被仰出之、前開闔常通同十五年八月廿三日辭退以後、無開闔、今日再興也、

頭人撰津中務大輔政親也、養父之親朝臣文明十三正十六他界已後、父奉行事等被仰出之、其時十六七才歟、

未評定着座、至今日無着座、一（2裏）

一、八幡奉行

飯尾肥前守為種 法名永祥、 飯尾大和守貞連 法名性通、

飯尾肥前入道永祥 長祿二五廿他界、 子息下總守為數 永祥後相統、長祿三無出仕、文正元十一出仕、

飯尾肥前守之種 長祿三舍兄無出仕後承之、文明五五廿他界、

飯尾加賀守為信 文明五之種他界後承之、同十九廿七頓死、

布施下野守英基 文明十十月為信後承之、至文明十七五廿三、

松田對馬守數秀 文明十七十一英基無出仕後承之、但假当社事申沙汰歟、

飯尾肥前守為脩 文明十八承之、 飯和清房文明十九依望申被仰出之 一〈3表〉

飯尾加賀守清房 文明十九六四承之、先日造替合奉行望申之、今日^{六四}改飯肥州被仰付清房云々、

肥禪周言 俗名為脩、延德二四改加州被仰付之、一〈3裏〉

一、椀飯方 寛正六十一册辭退之、同日被仰付飯和元連、先奉行飯尾肥前守之種・飯尾兵衛大夫貞有、乱中無椀飯出仕、中比進納要脚、有御祝、仍被定奉行了、

松田對馬守數秀 乱中承之、

中沢掃部大夫之綱 同前、延德三正八死去、文明十五八十五止出仕、

松田左衛門大夫長秀 文明十五十七依望申承之、之綱後也、与數秀兄弟相共奉行、其例不審、

松田孫三郎英致 父数秀被召加引付衆文明十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百之間、同日依望申被仰付之、依為潤色之奉行、不憚人口歟、
飯尾大藏大夫兼連 長享元十二卅承之、長秀引付衆御免之故也、」(4表)

一、御吉書 前奉行治部河内守国通、応仁以来無此儀、

清式部大夫元定 文明十一、十二、十三、御方御所御判始承之、此後無之、同日奏事承之、長享元十二廿七、引付衆御

免、仍辞申也、

飯尾左衛門大夫為規 六御判始時、延徳二十二、二十三被仰付之、

明応十二、廿七御判始時調進之、

飯尾近江守貞運 明応元十二廿九承之、飯左大為規加引付衆故也、」(4裏)

一、御の方 乱中無此儀、文明十一正十七再興、前奉行飯肥之種、合飯兵大貞有、飯和元連、之種辞退之後、

一方、飯尾近江守任連 文明十一承之、一方、松田豊前守貞康 同前、

松田対馬守数秀 文明十一承之、任連辞申之故也、貞康之下臈也、

飯尾与三左衛門尉為規 文明十四、十九承之、数秀辞退之故也、

諏方信濃守貞通 文明十五、廿五承之、貞康止出仕之故也、

松田左衛門大夫長秀 文明十七、二十一、廿五承之、十為規辞退之故也、

飯尾大藏大夫兼連 長享元十二册承之、長秀引付衆御免之故也、改元行、

中沢備前守之綱 長享二九承之、貞通引付衆御免之故也、延德三正八他界、

飯尾中務大夫行房 明応元十一被仰付之、中沢次、其間御の無之、〔4表〕

布施右衛門大夫貞清 明応三十廿三被仰付之、貞運同日也、

飯尾近江守貞運 元行・行房兩人共辞退之故也、今日兩人御太刀進上也、元行者御元服方事取乱云々、行房者不知

子細、

慈照院殿御代始、嘉吉三十一御の在之、奉行貞基・熙基也、

松丹秀 康正元十二承之、之清次、〔5裏〕

〔挿入紙〕

応安六十三永和三正八、

一 依田左近大夫入道元信加評定衆、

応安六十一月廿七日、同月十七日

布弾大入昌椿

齋右入玄觀

同、

永和五廿五日着座始、

松田丹後守貞秀

康暦二正八着座始、

飯尾左近入道円耀

応永三、

飯尾美濃入道常廉

室二正十一着座初例、

治越禪道宗

依後光嚴院御事延引、但正十有御評定、

応安七三廿三、布弾大入昌椿・齋藤右入玄觀等御免、〔1〕

一、御祝方

飯尾大和守元連 自乱前承之、引付衆已後辞之、

飯尾隼人佑任連 舍兄飯和州已後承之、文明七十二、舍兄引付評次、文明十四正廿五酉刻頓死、四十九才、

松田豊前守貞康 文明十四六十二承之、任連後也、同十六七廿九他界、自去年^{十五}八月御折檻也、

松田左衛門大夫長秀 文明五十一、承之、貞康後也、同十七年五月廿四日一同遁世、同年八月十五被召出之、出

仕也、其間六月茅輪御祝之時、無奉行、仍於東山者、伊勢因幡守貞誠奉行之所作勤之、於京御所者、伊勢二郎左衛門尉貞頼勤之云々、同十八年正月五日御菌固御祝之時者、長秀裏頭間、參候如何之由令斟酌、以子息六郎^{十五}勤之、

飯尾大藏大夫兼連 長享元十二卅承之、長秀引付衆御免之故也、〔7裏〕

一、公武御門役

飯尾加賀守為信 文明十九廿七死去、於意見座頓死、

飯尾彦左衛門尉清房 文明十九承之、為信後承之、文明十五正、之綱相共、為使節西国下向、其間齋上州豊基、依

清房申置之、得上意申沙汰也、其後辞退、

元定 文明十五^{十一}八、為東山殿上意被仰付之、有子細辞之、

飯尾三郎左衛門尉為脩 同十五九十九十一為東山殿上意被仰付之、依元定辭退也、○本条次行ノ後ヨリ挿入ス、
清備備中守秀數 同十六九廿、為東山殿上意被仰出之、為脩同年九七御折檻之已後也、雖然為禁裏可被仰付他人之旨、
 依御申辭之、

飯尾美濃守貞朝 同十六年十月廿六被仰付之、同上意也、「(8表)

一、諏方信乃守貞通 文明十八十被仰出之、常人依辭退也、

一、中沢備前守之綱 〔廢彌息、延德三正八死去、延德元十二卅日被仰付之、貞通辭退之故也、先々一人也、今度種貞相共可申沙汰之旨、被仰出之、公人奉行申沙汰也、新儀也、

同飯尾筑前守種貞

一、斎藤民部大夫宗基 延德三三五被仰付也、中備次、一方飯筑如元、一兩年已後暇乞、種貞一人勤之、

清式部左衛門大夫行定 至応永十一、清泉秀定 自応永十一至永享三七、

飯和貞連 永享三以後、式衆辭之、 飯信清親 自嘉吉至文安四二、

治河貞政 自文安四至同六三、 斎遠玄良 文安六四二至宝徳二十二、「(8裏)

飯總為數、宝徳二十一以來、式衆時辭之、飯左大之種、為數次、

一、政所執事代 斎遠禪玄良文安六四二被仰付之、貞政次、飯総州為數、宝徳二十二、玄良次、

清和泉入道性治 俗名秀定、応永十一清式部左衛門大夫行定他界後承之、合奉行中沢備前入道行靖、
俗名氏綱 永享

三七十二他界、

飯尾大和守貞連 法名性通、永享三性治後承之、式評定衆時辭之、享德四二廿一他界、

引付衆

飯尾信濃入道浄信 俗名清親、性通後承之、文安四二廿八他界、

治部河内入道正阿 俗貞政、本名貞榮、浄信後承之、文安六三十六他界、

齋藤遠江入道玄良 俗基恒、文安六正阿之後承之、宝徳元十一廿一母□中、依為数望被改之、文明三三十九他界、

七十八才、

飯尾下総守為数 宝徳元十二、玄良後承之、長祿三御折檻、文正元十一出仕、此間八個年、応仁元六十一横死、

〈9表〉

飯尾肥前守之種 長祿二十二承之、舍兄為数御折檻後承之文明三十一廿三辞退、文明五五廿他界、

清和泉守貞秀 法名常通、文明三、之種辞退後承之、

納下加判貞頼

布施下野守英基 文明六、依望申改貞秀被仰付也、至同十七年五月廿三日、同十七年十二月廿六日出仕之刻、於京

御所御末為番衆等横死、四十四才、

清備中入道性盛 俗名秀数、文明十七十九承之、去五月以後、英基并惣衆遁世之間、納下政所執事成敗也、蛭川

新右衛門尉親元下書云々、

松田村馬守數秀 文明十八十一^六三改清備入真性、被仰付之、

諏方信乃守貞通 長享二十二被仰付之、數秀式評定御免故也、但雖式評定衆御免、去年改元評定之時為式衆至于今上表不納之間、

下書等在之、於納錢者、執事被官横川彦次郎、諸酒屋并諸土倉令納下之、下書計村州沙汰云々、

有名無実也、新儀也、」(9裏)

一、修理替物方 松田豊前守貞寛 享德二九九他界、

清和泉守貞秀 于時八郎、 享德元九九貞寛後、自乱前承之、法名常通、文明十五八廿八他界、六十六才、同十一六廿出家、

子息八郎左衛門尉貞枝 文明十五、親父常通已後、相統被仰付之、

松田村馬守數通 文明十六廿四被仰付之、貞枝無出仕之故也、

清八左貞枝 文明十七年十一二被仰付之、數秀辞退之故也、公人奉行申沙汰也、尤執事代可存知事歟、不審、

清備中入道真性 文明十八十二被仰付之、貞枝後也、」(10表)

清筑後守元定 延德二四廿六承之、真性式評定御免之故也、延德元十一 廿六加評、

清備中入道——真性式評定衆事、摂津酒掃政親為申沙汰、東山殿御免沙汰在之、雖然無実、其後御評定無督座、又座敷次第如元、引付、評定衆次第也、 辭評定衆、重望申之、同二十一月 被仰付之、

」(10裏)

一、侍所開闔

布野下野守貞基 加引付衆
時辭之、

神宮開闔承時辭之、長祿三、貞基已後承之、
飯尾肥前守之種 長祿二、廿、

治部河内守国通 寛正二五依承神宮開闔、之種辭退之後承之、長祿三被召加引付衆之時辭之、文明二歟、文明

六十七他界、

飯尾美濃守貞有 国通後承之、雖加引付衆、以祖父常廉之例不辭之、文明十一一、御判始之時、加式評定衆之時、

辭之、文明十五十二廿九他界、

松田豊前守貞康 文明八四廿七、改貞頼為一康、 文明十一六廿九承之、貞有辭退後也、文明十五八御折檻、同十六七廿九他界、

飯尾三郎左衛門入道永承 俗為脩、文明十八六十被仰付之、侍所未補、貞康以來無之、

清式部大夫元定 長享元十三被仰付之、同年十二廿七引付衆御免、辭之、永承去九日他界、神宮開闔如元、御陣

中之故也、

飯尾左衛門大夫為規 長享元十二卅被仰付之、去廿七日今日元定引付衆御免故也、〃「〔11表〕」

松田豊前守頼亮 明応元十二廿九承之、為規之次也、為規被召加式評定衆之故也、

飯尾大和守元行 初兼連、 明応二正被仰付之、頼亮為御使但馬国下向之故也、

頼亮重承之、明応三七重被仰付之、元行次、〃「〔11裏〕」

南都興福寺奉行

一方、
肥禪永祥長祿二五
廿他界、

一方、俗為行、
加禪真妙文安六七廿
七他界、

飯総州為數親父永祥
後承之、

飯尾肥前守之種舍兄無出仕後承之、
文明五廿他界、

布野州貞基法名祥順
真妙後
承之、

布施彈正大夫忠英基親父祥順
後承之、

飯尾加賀守為信之種後承之、文明
十九廿七死去、

松田豊前守貞康為信後承之、文明
六八廿九死去、

清八郎左衛門尉貞枝貞康御折檻後、文明
十五十一承之、

松田對馬守數秀貞枝御折檻後、文明
十六廿四承之、

飯尾加賀守清房英基次
承之、 一 〈12表〉

一、東大寺奉行

一方、
和禪性通倉貞連、
享德四二廿一他
界、六十一才、

一方、貞元、
濃禪常恩応仁元十三他
界、六十六才、

飯尾大和守元連親父性通
後承之、

飯尾美濃守貞有于時兵衛大夫、
親父常恩後承之、文明十二
長享二七七他界、

中沢掃部大夫之綱文明十八十五清房相共止出仕了、
貞有後、依
望承之、

飯尾美濃守貞朝長享二七七他界、
之綱御折檻後、文
明十五十一承之、

松田對馬守數秀

松田丹後守長秀長享二七
承之、

飯尾大藏大夫二元行宗勝跳別奉行所々未相統也
親宗勝
次、

一 〈13表〉

一、園城寺奉行

飯尾大和守貞連 法性通、子息大和守元連 性通後承之、

飯尾大和守貞連藏 宗勝次、〔14表〕

一、關東奉行

肥禪永祥 俗為種、長祿二十五年他界

飯肥州之種 親存存之時、被御授、舍兄為數無出仕時承之、文明五廿他界、

布野州 親父祥順後承之、文明十七十二廿六橫死、英基

齋藤加賀守基喜 子息総州為數 永祥後、法名祥順、地七元六十一橫死五十四也

野州貞基 之種後承之、文明六十一廿六他界、

松田對馬守數秀 文明十八承之、英基橫死故也 〔15表〕

鎮西并異国

一、飯尾大和守貞連 法名、性通

一、子息大和守元連 干時新左衛門尉、法名、宗勝

性通後承之、親性通他界 享德四一、廿一之時、雖未加恩賞方、依龍安寺之執申、別奉行所々被仰付之、日數過之後、被召加恩賞方了、

一、飯尾大藏大夫元行 宗勝次 父宗勝延徳四五九他界 六十、三後、別奉行等以父之例相統也、普代不謂儀也云々、〔16表〕

一、貢馬方 応仁以来無此儀、以前治部河内守国通奉行也、

齋藤上野介豊基 文明十一七廿四承之、但無貢馬、同二十二廿九加引付衆、仍辭退、同十五年十二十一死去、

五十才、

飯加為行 永享十、

清筑貞俊

文安三^五

治河国通 文安六、

清式部大夫元定 文明十五承之、^四 応仁兵乱已後無貢馬、

飯尾左衛門大夫為規 延德二十二二十三被仰付之、

飯尾美濃兵衛大夫春貞 明応元十二廿九、為規引付衆已後、

諏方左近大夫貞説 明応四十二十一、春貞辭之故也、^一（17表）

一、公人奉行 肥禪永祥、同子息下野守為數、濃禪常恩、次第如此、

布施下野守貞基

応仁承之、^{応仁元八廿三他界} 濃禪常恩辭退之故也、文明七十一廿六他界、

松田丹後守秀興

文明七十二月承之、同十三年三月依所勞出家、法名宗棟、同四月九日辭公人奉行、同廿日他界、

飯尾美濃守貞有

同十三六十一、以伊勢守貞宗被仰付之、去五月九日被仰付、第二座飯尾大和守元連、今度為御方

御所様云第一座、云普代、旁以理運之上者、可被仰付貞有之由、及数个度執御申之間、被仰付之、

同年十二廿九他界、五十五才、

飯尾大和守元連 文明十四二十被仰出之、於此一流者始也、依一座被仰付事、尤流例也、同十七八十五出家、
五十六才、

松田対馬守数秀 明応元十朔承之、御判御教書元定調之、

飯尾加賀守清房 明応二閏四被仰付之、対州正覺寺在陣歟、未上洛之間、先一旦被申請之、家初例歟、」〔17裏〕

一、山門奉行

肥禪永祥 一方、法名祥順、
布施下野守貞基

飯尾下総守為数 長祿二、親永祥後相統承之、所勞之間為代申沙汰、

清和泉守貞秀 貞基無出仕之間、被仰付之歟、彼出仕已後辭之哉、

舍弟肥前守之種 長祿三、為数無出仕後承之、

布施彈正大夫忠英基 文明七十一廿六、祥順他界後相統承之、

飯尾大和守元連 文明五、之種他界後承之、」〔19表〕

飯尾加賀守清房 文明十八、英基次也、

飯尾大藏大夫元行 親宗勝次、」〔19裏〕

○本条次行ノ後
ヨリ挿入ス、

一、北野社奉行

肥禪永祥

飯尾下野守為數

肥前守之種 長祿三、為數無出仕已後承之、

齋藤遠江入道玄良 寛正二、禪与為御師職為松梅院之時、承之、
 之種 松梅院禪親子息禪椿本復之時、又為奉行、

布施野州貞基 文明五、之種他界後承之、 〔20表〕

子息彈正大夫忠英基 文明六、父他界後相統承之、

飯和禪宗勝 俗元連、文明十七年九月承之、英基無出仕後也、

松田丹後守長秀 長享元九、於坂本禪与被召出時、被仰付之、

飯尾肥禪周言延徳二□改長秀被仰付之 〔20裏〕

一、住吉社奉行

飯尾美濃入道常恩 俗貞元、応仁元十三他界、

一方
 布施下野守貞基 法祥順、文明六十一廿六他界、

飯尾兵衛大夫貞有 応仁元、父常恩後相統承之、文明十二二十廿九他界、

布野彈正大夫忠英墓 文明六、父後相統承之、同十七年五廿三、止出仕、

中沢備前守之綱 文明十五貞有他界日、依望申、彼申沙汰別奉行事被仰付之、同十五年正、清房相共為使節西国下

向、同八月上洛、止出仕、兩人同前、」〈21表〉

清式部大夫元定 文明十五、之綱無出仕後承之、

中沢備前守之綱 一方承之、布野州已後、」〈21裏〉

一、御室門跡奉行

布野下野守英墓 一方 文明十七五廿三止出仕、同年十二廿六出仕之日横死、

松田豊前守貞康 一方 文明十四八止出仕、同十五年七廿九他界、

清八郎左衛門尉貞枝 文明十五貞康無出仕後承之、同十六年九七止出仕、飯三郎左為脩同時、

松田對馬守数秀 文明十六、貞枝無出仕後承之、

清式部大夫元定 文明十七十二廿、自門跡以伝奏依被御申請、被仰付之、先規云々、英墓無出仕後也、」〈22表〉

御拝賀 大將、文明十
八七廿九、

御直衣始御参内 文明十九
正廿五、

二階堂大夫判官政行 正五
上、

飯尾大和入道宗勝 以子息新左兼連代、為奉行、法林之故也、

中沢備前守之綱

当年七月任丹後守、
松田左衛門大夫長秀

政行朝臣 文明十九正廿二四品、
去年七一、
正五上、

慈照院殿御代 享德四八廿七御拝賀、

惣奉行撰津掃部頭之親 右筆飯尾下総守為数・清八郎左衛門尉貞秀、〔24表〕

御出奉行

一、飯尾大和入道宗勝 一方、 飯肥之種已後歟、
濃貞有

一、飯尾肥前守為脩 一方、常徳院殿有御時出家、法名周言、 文明十八七二、被仰付之、布野英基已後、此時被定之、

一、飯尾加賀守清房 明応元十四承之、同十六日於守山御陣辭之、有子細、宗勝次、

一、諏方信濃守貞通 一方、 同日承之、為脩次、

一、布施下野守貞基 一方、 自乱前奉行、

一、飯尾肥前守之種 一方、 同前歟、

一、飯尾美濃守貞有 之種次、文明五、

一、布 布施彈正忠英基 文明七、親父相統、

一、飯尾加賀守清房 明応元十四、於三井寺御陣承之、一、貞通同前、」〔25表〕

一、政所執事次第

鹿苑院御代、伊勢入道照禪承之、以来代々至伊勢守貞親相統之、慈照院殿御元服之時、以鹿苑院殿御例、被仰付

二階堂大夫判官忠行、經數年貞親再任、文正 年与奪子息兵庫助貞宗、

伊勢守貞国 法名真蓮、

伊勢守貞親 法名常慶、
真蓮息、

兵庫助貞

二階堂大夫判官忠行

伊勢守貞親再任、」〔26表〕

伊勢兵庫助貞宗
貞親息、

伊勢備中守貞陸 延徳二四廿七父与奪、仍被仰付之、」〔26裏〕

長享二六

於釣御陣番候、被定奉行可伺申訴詔之旨、被仰出之、鬮子次第也、但兩奉行老若支配也、
〔鈎、下同〕

一番 齋藤大蔵入道玄茂

飯尾隼人佑貞運

二番 中沢備前守之綱

齋藤民部大夫基紀

三番 清筑後守元定

松田九郎左衛門尉頼亮

四番

七月七日他界、仍飯尾三郎左衛門尉為秋為奉行、
飯尾美濃入道常入

飯尾四郎右衛門尉種貞 「〈27表〉」

五番 飯尾加賀守清房

齋藤中務大夫基聡 「〈27裏〉」

一、禁裏御料所奉行 同被定之、先年相分御料所、二ヶ所充老若令奉行之、催促御年貢了、今度者奉行兩人被定之、

飯尾大和入道宗勝 諏方信乃守貞通 「〈28表〉」

一、公方様御料所奉行 同前、政所執事代先々存之、

於御陣被仰付之、
松田丹後守長秀 同前
飯尾左衛門大夫為規

松田對馬守數秀 子息主計大夫英致 一（29表）

一、過書奉行

清式部大夫元定 長享元八廿五、被仰付之、公人奉行申沙汰也、同年十二廿七、引付衆御免時辭之、
一五

諫方信乃守貞通 長享二十九引付衆御免時辭之、
一五

飯尾左衛門大夫為規 元定次、長享元十二廿七、於釣御陣被仰付之、

中沢備前守之綱 貞通次、長享二九、被仰付之、

諫信濃州貞通 之綱次、延德三三五、重被仰付之、依引付衆御免、已辭退、就執事代証判勿論歟、重可調事不審也、

但云公人奉行申沙汰、云其身領狀、予覺悟停事歟、

元定 可加証判之旨、諫信州同日被仰付之、

松丹州長秀 延德四二七、可加証判之旨承之、元定今日式評定御免之故也、

松田豊前守頼亮 明応元十二廿九承之、左大為規引付衆御免之故也、

飯尾大和守元行 明応二十二承之、諫信州次、信州為引付衆、右筆不審也、又依一級辭退、又不審也、雖為引付衆、

執事代之故歟、 一（30表）

一、河上過書

飯尾肥禪永元

松田封馬守数秀 宗勝次歟、

清筑後守元定 明応元二十九年承之、永元次、

諏方信乃守貞通 明応四四七、始被調之、元定加判、数秀次、〔31表〕

一、御元服事 明応三十、

惣奉行撰津掃部頭政親

祖父例歟云々、
松田主計大夫英致 明応三九廿七被仰付之、慈照院殿御例、

飯尾大和守元行 同日被仰付之、自兼日御祝奉行之故也、

先々御要脚納錢方也、今度於納錢者、依難事行被付段錢、同十月十一日、
因分者於公人奉行同月九日、
在之、奉書日付十月九日、 各召守護代於公方大

庭渡之、〔32表〕

奏事 飯総為数、宝徳三正十一、松丹秀興、享徳三正十一、孔子役松九貞頼、飯与三左之種、康正二正十一、

元定

同日御吉書、
文明十一廿三、常德院殿御判始御評定時也、

飯尾加賀守清房 長享改元八九、御評定時勤之、今日為引付評定衆、

御評定・御前御沙汰・御判等始同日也、
飯尾兵衛大夫春貞 延徳二七五、御判始・御評定時勤之、

御元服・禁色・將軍宣下・御判始・御評定・御前御沙汰等同日也、
布施右衛門大夫貞清 明応三十二廿七、御元服・御評定時勤之、
〔33表〕

鬮子役 齋五英基、宝徳三正十一、元俊、享徳元十二二、奏事為數、京兆再任、

松九貞頼、享徳四正十一、矢野孫太貞倫、康正二正十一、

松田八郎左衛門尉長秀 于時恩賞方衆也、 文明十一十二廿三勤之、

齋藤遠江民部丞宗基 長享改元八九、御評定勤之、今日加恩賞衆、

清筑後修理亮貞春 延徳二年七五、御判始・御評定勤之、

飯尾加賀四郎為輔 今日任左衛門尉、廿二才、今度臨時移右筆、 明応三年十二廿七、御元服・御評定勤之、
〔34表〕

飯彦次為脩 長祿三正十一、奏左大之種、 〔34裏〕

紙背文書

○第二紙紙背

なをくいそき候て、一筆令啓候、さへもんのか
ミ殿御出の事、くハしく心ゑまいらせ候、

これより申候ハんと、とりむかゑまいらせ候をりふし
の文、まことにく畏入存候、御はくろにつけかゝり
て候間、一筆まいらせ候、あなかしく、

○第三紙紙背

(切封)

返々つゝミの事たのミ入存候、いかさま御身つか
らをこしまいらせ候へく候、

このほとハ久なに事ともわたらせおハしまし候哉、御
ゆかしく存候、さてハ一日の火事つき候て、御おとつ
れにあつかり候事、返々千万畏入存候、さてハ御むつ
かしき申事にて候へ共、つゝみいつかたへも御かり候
て給候へく候、たのミ入存候、よろついやハ殿系申ま

いらせ候、御身つからあなかしく、

※文明九年正月二九日、勝定院より出火して、細川邸
や禁裏周辺が火災にあつている(『長興宿祢記』など)。

○第四紙紙背

(廣平)「文明九正四始」(切封)

なをくかたをか殿に同道申候ていかさま可参
候、よろつこ年より御よう事なきやうにとをか
しくて候、あらく、候やくく、

としのはしめの文、まことにくめてたくうちをきか
たくなかめ入まいらせ候、さてハ、一日ハ誠に文給て
候つれ共、御まへに候て御返事申候ハす候、只今みえ
候まゝ進覧候、御しやうくわん候ハ、御うれしく候
へく候、あなかしく、

○第五紙紙背

(廣平)「文明九正六」(切封)

めてたくことしより色々の御ふようとも可書候、
よろつをかしきよりまてもにて候、あら〜

候や〜、也、

是より申候ハんと、とりむかゑまいらせ候つるをりふ
しの文、まことに〜御心さしのすへと、御うれしく
て候、さてハな時にても候へ、おほしめしより候ハん
時、ふと〜可参候、よろつ御身つからをこしまいら
せ候へく候、あなかしく、

○挿入紙紙背

まいり候へく候、これわとかのおにてまいり候歟、め
てたく候、

○第六紙紙背

(白紙)

○第七紙紙背

(半紙欠)

あら〜、すいさん候
や〜、をハし候や〜、あな
かしく、候や〜、

(切封墨引)

ミンもし それ□□まいるへし

千○後筆にて
抹消す

○第八紙紙背

(裏筆)
「九正十一」

くれ〜待入まいらせ候、

さきにハ文給候ほとに、やかて〜御返事候つる、ま
いり候や、まつ〜見事のえたたまハリ候、御うれし
さ申尽かたく候、さてハおもひより候ぬ申事にて候へ
共、こつ、みいつくにて候へ、御かり候て此許へ給
候ハ、いか程〜御うれしく候へく候、

○第九紙紙背

なをく梅戸殿をもてつゝみ二かうこの物に進
之候哉、御ひま候ハ、かまへてく御出候て
御物語とも候へく候、

昨日者いそぎ候て御返事いか、申候哉、無御心元候、
さてハ御つゝミ二かう梅戸殿面此使にまいらせ候、世
間のふつそう申ハかりなき次第にて候、明日か程にち
とく御出も候ハ、畏入可存候、よろつ御身つからを
こしまいらせ候へく候、あなかしく、

○第一〇紙紙背

(黄筆)
□□□

返々此一系た御うれしくなかめ入まいらせ候、

誠に文御めてたくなかめ入まいらせ候、さてハ此系た
まことにく御うれしくおもひまいらせ候、さてハ
せしもうさ事より候て、われくも十日御所に候ハて、
まつくいまれ候て、わたくし二より候へ、いかさま
御身つからをこしまいらせ候へく候、かしく、

「」 御返事まいるへし 千

※「いせしもうさ事」は伊勢下総守貞数の死去か。貞
総は文明九年正月一三日死去（『下つふさ集』）。

○第一一紙紙背

返々たのみ入まいらせ候、なをくわか身申候はんす
るを、ちともうくとして候程に、人して申まいらせ
候、かしく、

(結封墨引) みもしまいるへし 千

○第一二紙紙背

(切封)

返々いそぎ候て一筆令啓候、万又々恐々謹言、
恐々謹言、

文くわしく心系まいらせ候、さてハ夜前のしき御心し

つかに申まいらせ候、返々畏入存候事、如何様以面万可申承候、恐々謹言、

正月廿一日

兼舜（花押）

御返報

○第一三紙紙背

（切封）

返々承及候へハ、夜前よさうさへもんかたへ御出之由候、われくよそへ出候て御けさんに入候ハてくちをししく候、

おほせのことく一日は御心しつかに申承候事、返々畏入存候、さてハ可参候へ共、此程ハ少とりみだし候て、参候ハす候、我々くわんたいにてハ候ハす候、いかさま明夜わたりハ、かならずく可参候、よろつ又々申候へく候、あなかしく、

○第一四紙紙背

（切封）

夜前ハまことに御出候処（出）まかりかへり候つる事、くれくくちをししく存候、さてハゆふさりわたり、よさうさへもん、かたをか殿なんと同道候て、可参候、中々是より可参候、御出ハかまへてくあるましくて候、よろつ御身つから申候へく候、さてハむしんなから只今御つゝみ此物に可かし給候、ゆふさりもたせて参候へく候、あなかしく、

○第一五紙紙背

（切封）

さてハ此あたりのふつそう、中々おほしめしやり候へく候、いかさまわたくしに候はんする間に可参候、

文くハしく心ゑまいらせ候、さてハつゝみの事申入候処、かし給候、返々畏入存候、いそき候て一筆申入候、よろつ又々あなかしく、

○第一六紙紙背

(切封)

なをくいつとなく、たゞいまの文、御うれし
くなかめ入まいらせ候、

是より申候ハんとて、とりむかぬまいらせ候をりふし
の文、誠二一しほ御うれしくなかめ入まいらせ候、さ
てハくらまより昨日下向申て、より候へ、いかさま今
明日のうちにくとく可参候、よろつ御身つからをこ
しまいらせ候へく候、あなかしく、

○第一七紙紙背

(黄筆)
「文明九正月日」(上) (切封)

おほしめしより候ての文、誠に御うれしくなかめ入
いらせ候、さてハ此程よろつ御物語申まいらせ候ハて、
いか程く御うれしくも候ハす候ても候ハす候、さて
ハかたしけなき文ありかたく、袖より上にうちをきか
たくなかめ入まいらせ候、あらくわかれしの御こと
葉心ゑまいらせ候、かたく候やく、

○第一八紙紙背

(切封)

返々ゆふへ申入候事、明日これへ御もたせ候て、
給候ハ、御うれしく候へく候、

夜前ハおもひより候ハぬ御物かたりとも申候て、いか
程く御うれしくおもひまいらせ候、さてハこなたに
て候ハんする間、御かし候へく候、さてハかのひうち
ふくろ、いか程もくどく御ぬひ候て給候ハ、
畏入可存候、よろつ又々かしく、

○第一九紙紙背

(切封)

返々たのミ入まいらせ候、よろつ又々、
文御うれしく見まいらせ候、さてハ火うちふくろ給候
事、返々畏入存候、こゝもと御つかいの見候ことくと
りみたし候て、くわしく申候ハす候、よろつ御けさん
の時申候へく候、又かの物たのミ入まいらせ候、あな

かしく、

○第二〇紙紙背

寛筆
□□□

山系のほりの時はかならず〓まいらせ候、

よろつ又々、

雪の中のおもしろさ、いつくもおおなし御事となかめ入
まいらせ候、又すいさんながら、此御うたを人のまい
らせ候で、たひ候へと人申て、只今たひて候間まいら
せ候、さてハゆふへの御ふくろ、馳々御返事申候ハ
するを御つかいの見候ことく、よそへゆき候て御返事
申候ハす候、あなかしく、

○第二一紙紙背

(切封)

なを〓只今の程に少つ、み御もたせ候へく候、

御出可有候、まちなまいらせ候、

是より申候ハんと、とりむかひまいらせ候をりふしの

文、誠に御うれしくおもひまいらせ候、さてハ一日よ

そに候て、御返事申候ハす候事、くちをしくて候、さ

てハ御ひまも候ハ、少つ、ミ御もたせ候て、只今のほ

とに、よさうさへもん所へ御出候ハ、かしこ○第一
紙欠

○第二二紙紙背

寛筆
□□□ (切封)

さてハ物ゆひもすこししまり候間、まつめて

たくて候、かふとハ二日三日まつ〓をき候へ

く候、かならず〓御出をまちなまいらせ候、

さ候ハ、よさうさへもん所へ御出候へく候、

御返事ながら御うれしくなかめ入まいらせ候、さてハ

少つ、みもたせ給候、明日ハかならず〓まいらせ候

へく候、御ひまも候ハ、ふと〓御出候て、御物か

たり候ハ、誠に御うれしく候へく候、あなかしく、

○第二三紙紙背

(切封)

返々さへもんのかミ殿ハ御めにかゝり候て、誠に御うれしくおもひまいらせ候、又たんけ殿へも御けさん二入候事、御うれしく候由、よく

御申候て
申候へく候給候へく候、

ゆふへハまことについてなから御目に御かゝり候事、めてたくて候、さてハ此一糸た見事さ申ハかりなくて候、たかくら殿ハ御まゑに御入候間、御すへり候ハ、申候へく候、ゆふさりわたりまいり候て、よろつ申まいらせ候へく候、あなかしく、

○第二四紙紙背

〔黄筆〕
□□□□□□□□□□ (切封)

返々、むしんながら、大こを只今人のひま入候ハすは、かし可給候、ゆふさりハ御出をまち候へく候、よろつ御身つから申候へく候、

是より申候はんとて、とりむかるまいらせ候をりふしの文、袖よりしたにうちをきかたく、なかめ入まいらせ候、さてハ大こをむしんながら明日程にのよう只今にかりま

いらせたく候へとも、明日にて候ハては十六日のわたり可進之候、ゆふさりわたり可参候、これまでゆふさり御出をまち入候へく候、あなかしく、

○第二五紙紙背

(切封)

返々御まいりも候ハ、御とも申入候御返事申まいらせ候二くわしくうけ給候へく候、

すぎし夜ハ御心しつかに御物かたり申まいらせ候、まことに御うれしくて候、さ候ハ、御むつかしく候ハんすれともくたし候へ、御とも申たくて候、御返事まち候て、くはしくまいり候へく候、あなかしく、

○第二六紙紙背

(切封)

さてハ御こしかたな只今まいらせ候ハんすれ共、日くれ候程に明日はとくくまいらせ候へく候、よろつ又々、返々昨日は御共申候て、わすれか

たくおもひまいらせ候、

たひくの御ふミ、まことに御うれしくおほえさせおはしまし候、さて八十九日の上の事ハ、一ちやうにて候、いかさま明夜わたり参候て、よろつ申候へく候、あなかしく、

○第二七紙紙背

(切封)

返々御こしかたな只今此物にまいらせ候、よろつ又々、さてハさのミくむしんなから、少つ、み此物にかし給候ハ、畏入可存候、

昨日はたひくの文まことに御うれしく存候、さてハ御こしかたな御あふきまいらせ候、いかさまゆふさりわたりふと参候て、万可申承候、くれ一日ハ御とも申候て、畏入存候、よろつ御身つからをこしまいらせ候へく候、あなかしく、

○第二八紙紙背

候へく候、よろつ又々、返々くれ、つミなかかりまいらせ候て、むしん申ハかりなき事にて候、やかてかへしまいらせ候ハんするを、少ようの事候て、延引申候、よろつ又々、まつ雨中の御とせん、いつくもおなし御事とおしハかりまいらせ候、さてハ昨日あふきとりをとして候、只今御つかいにまいらせ候、つみななかかりまいらせ候て、むしん申ハかりなき事にて候、只今かへしまいらせ候、こもととりみたし候間、いかさま御心しつかに申承

○第二九紙紙背

(切封)

返々昨日御つミあふき二色もたせ候て、と、き候哉、無御心元候、

文御うれしく見まいらせ候、きのふハ御つミまいらせ候つる、と、き候哉、無御心元候、登山之事ハまつ

く延引候間、めてたくて候、よろつ又々あなかしく、

○第三〇紙紙背

(切封)

さてハ明夜わたりふとく参候へく候、わたく

しのもうくハ、いまたむつきにてより候へ、

よろつ又々、

いつとなき御事にて候へとも只今の文御うれしくな
め入まいらせ候、さては此夕かた参たく候へとも、あ
した御てうし事候て、此御所様れんきなんと御出候程
に御共に参候、よろつ御身つから、あなかしく、

○第三一紙紙背

返々此色々々のミ入まいらせ候、いそぎ候てよ

ろつ又々一筆申入候、

とりあへす一筆申まいらせ候、さてハかのけいこに御
いて候て、なしうちへほし一めんなんとたのミ入まい
らせ候、五日六日の間にて候、ゆふへハ御とも申、よ

そにより候つれ、よろつ又々、あなかしく、

「 「

千

○第三二紙紙背

(裏書)
「□□□後」

返々たのミ入まいらせ候、

けさハ文の御返事やかてく申候つる、さてはいそぎ
候て、一筆申まいらせ候、さてハつゝみ、さのミむし
んなから一かうにても候へ、二かうにても候へ、此物
に給候へく候、かしく、

○第三三紙紙背

さてハたくひなき一糸た見えきたり候まゝ進之候、

ゆふへハ色々御くるひともにくたひれ候て、いまたけ
さハさんくのしきにて候、仍そのの御少つゝみ此物
にかし給候ハ、御うれしく候へく候、あなかしく、

○第三四紙紙背

（前巻ウ八番）

兼□

（捻封墨引） 伊民 御返報 千

よろつ又々申候へく候、

誠雨中の御とせん、いつもおなし御事とおしハかり
まいらせ候、只今の文、殊に御うれしく存候、さてハ
つゝみ此物にまいらせ候はんすれとも、御入候ましく
候と存候て、進之候ハす候、御よう候ハ、もたせま
いらせ候へく候、あなかしく、

○裏表紙紙背（折紙）

みなくとりそろへ給候、御うれしくて候、又いそか
しく候間、□□てとり^{（むか）}□□るまいらせ候□^{（よ）}ろつ申ま
いり候、かしく、

（切封墨引）

□□殿 まいる

けんち